

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

【目標1】

計画期間内に年次有給休暇取得日数を次の水準以上とする。

毎年4月1日に付与される年次有給休暇付与日数について
翌年3月31日までに新規付与日数の50%以上取得を目標とする。

〈計画〉

有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめ等による取得推進のための取組み開始

【目標2】

派遣・契約社員からの積極的な正社員登用により女性正社員数を増やし、女性が多様な職種で活躍できる職場環境の整備を行い、2027年3月までに、課長以上の女性管理職を2名以上増やす。

〈取組内容〉

2022年3月～ 派遣・契約社員の女性労働者の把握、女性管理職人財の掘り起こし

2022年5月～ 正社員登用希望者の確認及び管理職候補者へのヒアリング

2022年7月～ 管理職に対する意識啓蒙活動を継続的に実施し女性活躍に関する意識を高める

2022年9月～ 正社員登用及び管理職候補者育成の年度計画作成

2022年10月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う

2023年4月～ 正社員登用（次年度以降も積極的に正社員登用）